

平成29年 2月15日

会社名 株式会社 ALBERT
 代表者名 代表取締役社長 上村 崇
 (コード番号：3906 東証マザーズ)
 問合せ先 執行役員最高財務責任者 村上 嘉浩
 (TEL. 03-5909-7510)

発行可能株式総数の変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成29年3月29日開催予定の当社第12回定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、下記のとおり発行可能株式数の増加について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 発行可能株式数の増加

将来における事業規模の拡大等に備え、機動的かつ柔軟な資本政策の実行を可能にするため、現行定款第5条（発行可能株式総数）に定める当社の発行可能株式総数を5,000,000株から9,500,000株に増加させるものであります。

2. 定款変更の内容

(1) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分が変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 5,000,000株とする。	(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 9,500,000株とする。

(2) 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成29年3月29日
 定款変更の効力発生日 平成29年3月29日

以上